

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成27年4月27日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合組合の休日を定める条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第1号）に規定する組合の休日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項に規定する縦覧日及び縦覧の時間は、管理者が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第1号）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書（様式第2号）には、次の各号に掲げる事項を

すべて記載しなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）及び電話番号
- (2) 施設の名称
- (3) 利害関係を有する理由
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見
（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

縦覧申込書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者 様

住所

申込者

氏名

〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則第5条の規定により、報告書等の縦覧を申し込みます。

縦覧希望日	年 月 日
縦覧希望時間	時 分から 時 分まで

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

意見書

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者 様

住 所

申込者 氏 名 ㊞

電話番号

〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり意見書を提出します。

施 設 の 名 称	
利 害 関 係 を 有 す る 理 由	
生 活 環 境 の 保 全 上 の 見 地 か ら の 意 見	